

新型コロナウイルス感染症対策 農林業者等応援給付金（第3弾）

○目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、静岡県においても緊急事態宣言が発出されるなど、農林業者等を取り巻く環境は、これまで以上に大変厳しい状況になっている。

そこで、住民生活に密着して地域の経済、食料の供給を担う大変重要な存在である農林業者等の事業継続を速やかに支援するため応援給付金を交付する。

○概要

事業継続を支援するため、経営に大きな影響を受けた農林業者等に給付金を交付する。

○給付要件

対 象：市内に住所を有する農林業者等

支給要件：以下の要件をすべて満たすこと

- ・新型コロナウイルスの影響を受け、令和3年4月から9月までの売上高合計が前年又は前々年の同期間の売上高合計と比べて30%以上減少していること
- ・上記で対象となった期間の前年又は前々年の同期間の売上高合計が60万円以上であること
- ・市内で6か月以上事業を営んでおり、かつ、今後も事業を営む意思があること
- ・静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の交付を受けていないこと
- ・本給付を受けられるのは1回限り

○申請受付期間

令和3年10月1日(金)から12月28日(火)

○給付額

10万円

○予算額

10,000千円

算出根拠：100,000円×100者

お問い合わせ

島田市産業観光部農業振興課

農業係 担当：大塚

電話：0547-36-7168

FAX：0547-37-8200